

質 問 回 答

2020年1月20日

「(案件名： ケニア国IoT技術を活用したオルカリア地熱発電所の運営維持管理能力強化プロジェクト)
(公示日：2020年1月8日／公示番号：19a01001) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.11 副業務主任者の業務について	P.11の表において副業務主任者の業務が“発電所経営”と記載されています。他方でプロポーザル作成ガイドライン(P.18)では“異なる分野”を担当することも可と記載があります。 本案件での副業務主任者業務は、発電所経営に”限定“されるものなのでしょうか (他案件の P.11 の表では副業務主任者の業務分野は指定がない(空白のため)	副業務主任者の専門分野は業務主任者(発電所経営)と同じであることが原則ですが、他の業務従事者の専門分野を担当する提案も可能です。ただし、類似業務経験の評価対象分野は「発電所経営」になります。
2	P.12 プレゼンテーション	共同企業体においてプレゼンテーションを共同(業務主任+副業務主任)で実施する場合、+1名(合計で3名)の出席は可能でしょうか	企画競争説明書 「別紙プレゼンテーション実施要領」P14に記載の、プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。したがって、合計3名の出席は認められません。
3	”	プロジェクター等機材を使用する場合、プロポーザル提出時に調達部(契約第一課・第二課)へ報告することとなっておりますが、連絡先及びその手段について指定があればご教示ください。 (郵送して送付させていただく提案書内に、同封するこ	プロジェクター等機材を使用する場合には、プロポーザル提出時にその旨をプロポーザルに記載するとともに、使用する機材のリストを参考までに提出してください。プレゼンテーションで使用する機材は、説明者がプレゼンテーション当日に直接会場に持参して速やかにセットしてください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		とでも可能でしょうか)	
4	P.16 教育用映像資料	映像資料については成果物に含まれませんが、本教材の著作権はコンサルタント(もしくは制作会社)に属すると解釈してよいでしょうか	映像教材はマニュアルと合わせて作成するものであり、マニュアルの一部と考えております。ですので成果品の一部として著作権は発注者に属することとします。誤解が生じないように契約書では成果品に追記いたします。
5	''	映像コンテンツについては、カウンターパートと協議の上決定することで考えていますが、現地では実作業が優先されるため、撮影できる内容が限定的になることが想定されます。 そのため、国内側で映像を補完する必要が生じた場合、その要否については貴機構に相談しますが、それに係る費用は供与機材同様に、契約変更で対応いただけたとの解釈でよろしいでしょうか。 もしくは、現時点で補完が必要になると思われる内容を検討し、本見積への計上が必要でしょうか。	映像教材については業務従事者として「映像教材監修」、現地委託として「映像教材の作成・編集」を見込んでおります。 基本的には映像教材の作成を前提に現地活動計画いただくことになっておりますので従事者の人月、現地再委託費については計上ください。一方で国内での補完が必要となった場合には状況を見て、契約変更を検討させていただきます。

以 上